

高齢者住宅整備資金貸付制度

- 対象 同居する高齢者（60歳以上）のための部屋や浴室、トイレなどの増・改築（1千万円未満の工事で新築は除く）をしたいが、資金が不足している人
- 要件
 - ◇元利金の償還が確実（市民税所得割が課税）な人
 - ◇整備する住宅が借受人の所有であること
 - ◇市税の滞納がないこと
 - ◇工事が年度内に完了すること（申請以前の着工は不可）
 - ◇次の要件を満たす市内在住の連帯保証人が2人いること
 - ◇市民税所得割が課税である
 - ◇市税の滞納がない
 - ◇借受人と同一生計でない
- 申込み期限 来年1月29日（金）
- 貸付限度額 250万円
- 利率 1%（平成20年度）※変動する可能性があります。
- 償還方法 10年以内で半年賦償還（3・9月支払い）
- 申込み・問合せ先 健康長寿課高齢者福祉係
（☎47-1039）

高齢者への助成制度

軽度生活援助費

一人暮らしの高齢者等の在宅生活を支援するため、シルバー人材センターを通して、左表のサービスを利用した場合、年間16時間を限度に、利用料の5割を援助します。

●対象

- ◇65歳以上の単身世帯の人
- ◇70歳以上のみの世帯の人

●申込み方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

昨年度の利用者には、申請用紙を送付しています。

（郵送による申請も可）

対象になる作業	助成後の利用者負担金
外出時の援助（外出・散歩の付き添い） 家周りや墓地の手入れ（除草等）、 家屋内の整理・整頓（大掃除等）、除雪 季節ものの入れ替え（ストーブ、衣類、 網戸等） 台風時等の自然災害への防備等	1時間当り 371円
庭木のせん定（生垣、植木等） 軽微な修繕（家屋の軽微な修理・電気 修理等）	1時間当り 530円

はり・灸・マッサージ

施術費

●対象

70歳以上で市民税非課税世帯の人

●助成額

利用1回につき900円の助成券を申請月から3月までの月数分交付

●持参するもの

介護保険証、印章

在宅老人介護のための紙おむつ代

おむつ利用券を交付しますの
で、市内の取扱店でご利用くだ
さい。

●対象

在宅で65歳以上の常時おむつ
が必要な人を介護している、市
民税非課税世帯の人

●助成額

月額1,200円
（介護保険の要介護度4または
5の場合は月額6,250円）

●持参するもの

介護保険証、介護者の印章

●申込み・問合せ先

健康長寿課高齢者福祉係

（☎47-1039）



季節性

インフルエンザ予防接種への助成

インフルエンザ予防接種を希望する人は、10月中旬に発送する受診券の注意事項をよく読み、医療機関に直接申し込んでください。（事前予約が必要な場合があります。これは「季節性」のもので、「新型」の予防接種ではありません）

【乳幼児】

新規

- 対象 生後6カ月～就学前の乳幼児
（平成15年4月2日～21年7月31日生まれの人）
- 接種回数 医療機関にご相談ください。
- 助成額 1人につき2,000円
※1,000円の接種券を2枚交付します。
- 問合せ先 子育て支援課育児支援係
（☎47-1042）

【高齢者】

- 対象 65歳以上の人
（昭和19年12月31日までに生まれた人）
※60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸機能等に障害があり、身体障害者手帳1級および同程度と判断される人は、対象となる場合がありますのでご相談ください。
- 接種回数 1回 ●自己負担額 1,000円
（市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は無料）
- 問合せ先 健康長寿課健康推進室
（☎47-1041）

- ❑ 今年度から「乳幼児」も助成対象になりました。
- ❑ 10月以降に転入した人、通知の届かない人には、窓口で交付します。
《高齢者の場合》市役所1階窓口⑥に本人確認のできる保険証等ご持参ください。
《乳幼児の場合》保健相談センターに母子手帳をご持参ください。
- ❑ 接種期間は、10月19日（月）～ 来年1月末 です。